

Information
04

物価高騰への生活支援 低所得者子育て世帯などへ給付金

エネルギー・食料品などの価格高騰に対する生活支援のため、給付金を支給します。
支給対象世帯には、4月中に通知を送付しますが、転入者や未申告者がいる世帯などで通知が送付されない場合、申請が必要となります。詳しくは、下記を確認してください。

■住民税均等割のみ課税世帯支援給付金事業

支給対象世帯	基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯(住民税非課税世帯および住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く)
支給額	1世帯当たり10万円
申請方法・申請期限	対象世帯の世帯主あてに、支給内容や確認事項が記載された確認書を送付します。確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、返信用封筒で提出してください/申請期限=8月30日(金)※当日消印有効

■低所得者子育て世帯支援給付金事業(こども加算)

支給対象世帯	【住民税非課税世帯】 基準日(令和5年12月1日)において、世帯全員の令和5年度住民税均等割が非課税の世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯 【住民税均等割のみ課税世帯】 基準日において、世帯全員の令和5年度住民税所得割が非課税の世帯のうち、同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯(住民税非課税世帯を除く) ※いずれも、住民税が課税されている人の扶養親族等のみからなる世帯を除く
支給額	18歳以下の児童(平成17年4月2日生まれ以降)1人当たり5万円
申請方法・申請期限	【住民税非課税世帯(7万円給付済世帯)】 7万円を令和5年12月27日以降に受給した支給対象世帯の世帯主あてに、支給案内を送付します。内容に変更のある場合のみ、届出書に必要事項を記入し、返信用封筒で提出してください。内容に変更がない場合は、支給案内に記載のとおり振り込まれますので提出不要です/申請期限=4月19日(金)※当日消印有効 【住民税非課税世帯(7万円給付済世帯以外)】 支給対象世帯の世帯主あてに、支給内容や確認事項が記載された確認書を送付します。確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、返信用封筒で提出してください/申請期限=8月30日(金)※当日消印有効 【住民税均等割のみ課税世帯】 支給対象世帯の世帯主あてに、「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」とは別に、支給内容や確認事項が記載された確認書を送付します。確認書の内容を確認し、必要事項を記入の上、返信用封筒で提出してください/申請期限=8月30日(金)※当日消印有効

■共通事項

【申請が必要な世帯】

次に該当する世帯には、確認書などが送付されませんので、生活福祉課または各総合支所窓口に備え付けの申請書(市公式ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に生活福祉課または各総合支所に提出してください。(郵送可能)

- ①令和5年1月2日以降に転入者がいる世帯
- ②令和4年分所得の申告をしていない人がいる世帯
- ③(こども加算のみ)令和5年12月2日以降に生まれた新生児や、別居している児童を扶養している場合は、申請により対象となる場合があります

【問い合わせ】

- ▶市価格高騰支援給付金専用電話(平日/午前9時~午後4時) ☎0120(390)035
- ▶福祉事務所生活福祉課(福祉総務係) ☎0220(58)5552

**給付金の支給を装った
詐欺などに注意してください**

市職員などがATM(銀行、コンビニなどの現金自動預払機)の操作や、手数料などの振り込みを求めることは、絶対にありませんのでご注意ください。不審な電話があった場合は、すぐに警察署などへ連絡してください。

【不審な電話があった場合の連絡先】

佐沼警察署 ☎0220(22)2121
登米警察署 ☎0220(52)2121
警察相談電話 ☎#9110

Information
01

登米市で働く人を応援 奨学金返還額の一部を助成します

市では、若者の地元回帰と地域への定着を促すため、奨学金返還額の一部を助成します。
【対象者】申請時点で市内に住所を有している、次のいずれかに該当する人①登米市出身で、令和5年4月1日以降に本市にUターンし就労している人②令和6年2月以降に大学・高校などを卒業し、市内に住所を有したまま就労する人
※この他にも条件があるため

事前に問い合わせください
【対象奨学金】▼独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学金、第二種奨学金▼地方公共団体において実施する奨学金▼あしなが育英会奨学金▼交通遺児育英会奨学金など
【支給金額】1年間の返還額のうち、18万円を上限に助成
※交付対象期間は最長3年間、総額54万円まで
【申込期間】4月1日(月)~9月30日(月)

※申し込み方法など、詳しい情報については、市公式ホームページで確認または問い合わせください
【問い合わせ】まちづくり推進部観光シティプロモーション課(ふるさと定住係)
☎0220(23)7331



市公式ホームページ「奨学金返還支援事業」

Information
02

メール配信サービスの送信アドレスが 変更になります

「防災」、「防犯」、「市からのお知らせ」などの情報を、パソコンやスマートフォン、携帯電話に電子メールでお知らせする「登米市メール配信サービス」のシステム改修に伴い、4月1日から、配信するメールアドレスが変更になります。

再度登録する必要はありませんが、迷惑メールの受信拒否設定をしている場合は、「tome@sg-p.jp」からメールが受信できるように設定してください。
受信設定の方法は、お使いのスマートフォン・携帯電話などの購入店または携帯電話各社にご相談ください。



市公式ホームページ「登米市メール配信サービス」

【問い合わせ】まちづくり推進部まちづくり推進課(広報係)
☎0220(22)2147
✉koho@city.tomen.miyagi.jp

Information
03

市民バスの運行ダイヤを 改正します

4月1日から、利便性の向上と運行の効率化を図るため、市民バス運行ダイヤなどを改正します。

【主な変更内容】

- 登米線▶8便=出発を10分早め、午後4時20分へ変更
- 東和線▶4便=出発を10分遅らせ、午前10時55分へ変更
- 津山線▶4便=出発を11分早め、午後2時10分へ変更
- 豊里線▶3便=出発を25分早め、午前9時に変更
- 南方線▶8便=出発を5分早め、午後1時30分に変更
▶10便=出発を7分早め、午後4時14分に変更
- 新田線▶全便=「新田幼稚園前バス停」を新設
▶5便=出発を12分遅らせ、午後2時30分に変更

※この他、一部の便で出発時刻や運行時刻の変更やバス停の移設があります。詳しい情報については、市公式ホームページを確認ください



【問い合わせ】まちづくり推進部市民協働課(地域づくり推進係)
☎0220(22)2173